

第5回八重瀬町統合庁舎建設委員会

- 日 時： 平成 25 年 3 月 7 日（水） 午後 2 時 00 分から 4 時 10 分
- 場 所： 本庁舎 2 階 議会委員会室にて
- 参加者： 12 人
事務局 2 人
- 議 題： 1) 八重瀬町統合庁舎建設「基本構想・基本計画」について
- 内 容：



課 長：みなさんこんにちは、公私ともに忙しい時期と思いますが、第5回統合庁舎建設委員会にお集まりいただきましてありがとうございます。今日は、2人の委員が所用で参加できないということで連絡を受けております。また、この委員会は過半数を超えておりますので、この会が成立しておりますので進めて参りたいと思います。はじめに委員長の方からご挨拶よろしく願います。

委員長：みなさんこんにちは、3月に入り気候には恵まれていますが、北海道では先週、非常に厳しい寒波で、凍死やいろんな事故で9人の犠牲者があり、暴風雪が吹き荒れておりましたが、沖縄は気候にも恵まれおります。そういう中で3月は心の病を起こすような時期になっております。私のようなロートルにはあまり関係ないのですが、現職の皆さんにおいては、人事異動など慌ただしい時期ですが、今回が第5回の委員会ということで、終盤に近づいており答申の時期にきていると思います。そこで、前進する内容でご意見を出しながらまとめていきたいと思っておりますので、これより第5回八重瀬町統合

庁舎建設委員会を始めていきたいと思います。それでは、審議内容でこれまで進めてきたことのとりまとめということで、事務局の課長よりご説明をお願いします。

課長：先に前回の審議した内容で一部説明が間違っていた内容の訂正をします。

P20 の一番下にあります起債の利率「1. 1%」とあります。そして P21 は 1. 1% で計算した公債費のシミュレーションとなっておりますが、前回の委員会では固定の利率ということで説明をしましたが、確認したところ、変動制の利率で公債費のシミュレーションを行っておりましたので、訂正したいと思います。これは、借り入れをしてから 10 年間は 1. 1%、11 年目以降はその年の経済情勢による利率によって借り換えをしていきます。今回は 25 年の借入期間ですので、更に 10 年後には同様に借り換えを行います。参考として、平成 25 年 1 月時点の変動制における利率は 0. 8% となっております。また、固定式では、1. 5% となっております。

委員：P21 のシミュレーションは、全て 1. 1% で計算したものでですか。

課長：はい、そのとおりです。

課長：資料 1 の基本構想・基本計画については、これまで、副町長を委員長とした全課長で構成された庁内委員会で、全般的に審議してきております。審議した中で一部訂正や委員からの意見なども取り入れて今回の基本構想・基本計画を作成しております。それについて、ページを追って説明していきたいと思います。

配布資料の説明※省略：別紙資料参照

資料 1 八重瀬町統合庁舎建設「基本構想・基本計画」(案) について

委員長：ただいま、課長よりこれまでの経過についてまとめた資料の説明がありましたが、特に変更や修正、追加や削除などのあった箇所について説明でした。先に言ったように、そろそろ佳境に入っている状況において、この基本構想・基本計画をまとめて答申用として持って行きたいということですが、皆さんいかがでしょうかということでも諮られております。読み上げられなかった部分も含めて、再度何かありましたらご意見等出していただいて、まとめていく形をとりたいと思いますので、気づいた点がありましたらよろしくをお願いします。質問をするときは何ページの何行目ということで、審議がしやすいと思いますので、屈託のないご意見をよろしくをお願いします。

委員：P20 の起債の利率が 1. 1% となっているということで、平成 25

年1月時点で変動制が0.8%、固定制が1.5%と書いていたが、このシミュレーションで大丈夫なのですか。

課長：はい、これは現時点では0.8%ですが、少し上乗せして1.1%で算定しておりますが、あくまでも参考で目安として考えてください。

委員：例えば1.5%の固定式であっても10年後には見直すのですか。

課長：固定式の場合は、最後までその時点の金利となります。

委員長：はい、その他にありましたらどうぞ。

委員：単純なことです、庁舎の名称は統合庁舎ではないですね。

課長：庁舎の名称は八重瀬町役場となります。現在分散している支所やその他の課を一つにまとめるということで統合庁舎と書いております。

委員長：その他にありますか。

委員：P17の設計における比較表の競争入札方式にあるデメリットに「技術力や創造力の評価にならない」とありますが、その意味を教えてくださいませんか。確か前は、発注者の期待したものが得られない場合があるということでしたが。

課長：プロポーザルでは、発注者が考えていないようなアイデアが出てきたりする一方で、競争入札方式では、仕様書に基づいて設計案がでてきますので、業者が持っているノウハウが出し切れないということで、デメリットに入れています。文章の表現方法の修正や、適さない表現などあれば削除してもいいと思います。

委員：削除を要望します。

委員長：P17における、設計者選定方法のデメリットで「技術力や創造力の評価にならない」ということで、委員からは、前回の表現とあまり変わらないということであり、削除を要望するということですが、他の委員の皆さんはいかがでしょうか。他にいい表現などでもいいですが。

委員：仮に今回発注する場合は、指名競争入札になるのですか。

課長：おそらくその方法になると思います。

委員：それであれば、ある程度レベルのある業者をピックアップして発注するのであれば、この文言は削除してもいいと思います。

委員：競争入札方式では、発注者側で仕様書の中に設計条件を設定しなければいけないという点もデメリットになるように感じます。プロポ方式ではそのあたりの部分がある程度イメージでもって膨らませてもらうが、競争入札方式では発注者が考えたものをベースにしてどれくらいのもが出てくるのか、というところに違いがあるように

思います。細かいところまで詰めていかないと行けないということが逆に発注者側の作業が増えてきますし、町が考えている範囲以上のことがなかなか出てこないという中で、最初で、ある程度の部分を決定しないといけないというところがデメリットという表現を入れてみては、どうかと思います。

委員長 : このデメリットについては、あまりしっくりこない表現となっておりますが。

委員 : この比較表のデメリットを削除して、メリットだけにしてはどうですか。

課長 : メリットもあればデメリットもありますので、入れた方がいいと思います。それでは、この「技術力や創造力の評価にならない」という表現は削除しますか。

委員長 : そうですね。この表現としては、あまり好ましくないような文章だと思いますが、皆さん削除してもよいですか。

委員 : 「はい」との声あり

委員長 : それでは、この文章は削除して下さい。

事務局 : はい。分かりました。

委員長 : 委員から、ありましたようにメリットだけでいいのではとありましたが、やはりここはデメリットも入れた方がより対照的でいいのではないかと思います。問題は、文章の内容だと思います。

委員 : メリットでは、「経済的であり設計に対し意見反映ができる」とある一方でデメリットでは「これ以上の成果品が望めない」というのがちょっとおかしい感じがする。「これ以上の成果が期待できない」にしてはどうですか。

委員長 : 委員からの提言ですが、いかがですか。関連して、プロポーザルや設計協議についても意見があればお願いします。行政側も別の表現方法はないですか。

委員 : 「これ」以上の成果の「これ」を「仕様書」にしてはどうですか。

委員長 : デメリットの中程にあります、「これ以上の成果品が望めない」と言う表現を「仕様書以上の成果が期待できない」と言う表現がいいだろうということではありますが、よろしいですね。

委員 : 「はい」の声あり

委員長 : その他に、文言の修正や、別の発想でもいいですし、意見があればお願いします。可能な限りこの基本構想・基本計画に準じてのご質問としたいと思います。

委員 : P7の空白の部分にイメージ図を貼り付けるといっていました、ど

のようなものを考えているのですか。

事務局 : 委員会の中でも野外広場と一体的な利用などいろいろな意見が出てきたと思いますが、その中で、委員の方からイメージが湧かないということでしたので、宜野湾市役所の入り口付近でバザーをやっている写真がありましたので、写真か、参考になるような絵を貼り付けてイメージを出そうかと思っています。

委員 : 言わんとするところは、次の設計者選定方法でプロポーザルとかありますが、ここでイメージ図を誰が描くかということが重要で、この基本構想・基本計画の中にある方針を、言葉を遵守した形で図にするということは、一つの作業に入るということになりますので、注意しないと行けないと思います。ここは、大きなパーツを個別のパーツに分割してイメージさせる方法と、一括で一つのパーツとして表現する方法とでは全く意味が違うものになりますので、その辺は注意した方がいいと思います。

委員長 : 今、委員からのいいご指摘がございましたが、いずれにせよここに掲げるものをいろんな角度から検討してください。

委員 : P14 の階層について、基本的には3階建てとしますが、見直しも検討するというようになっております。庁舎面積が5,800㎡で、単純に3で割ると1,933㎡となります。そこで気になるのが3階部分に議会関係だけの配置となっていることから、P10では議会関係の面積が560㎡とありますが、3階部分の議会が占める面積がかなり大きくなっているのではないかと思いますので、設計の段階で、設計者の自由な発想で配置計画をやってもらい出来るのであれば2階建てで収まるようなものになってほしいという考えがあります。それと、指定金融機関は、農協だけになっているのですか。それと、地域包括支援センターは、現在、庁舎にはあるのですか。

課長 : はい、この委員会室の下に配置されています。

委員 : 配置計画や階層については、もう少し議論が必要なのかなという気がしました。

課長 : 庁舎面積が5,800㎡を3で割ると約2,000㎡となりますが、各階が全て同じ面積ではなく、必要面積を基本に、おそらく1階2階は少し大きくとって、3階部分に議会関係がくるとは思います。必要面積で考えております。おっしゃるように2階に議会を配置して、2階建てで収まるのであれば2階建てでもいいと思います。しかし、必要な面積を配置して3階建てを基本としています。また、庁舎面積については、概ね5,800㎡という表現ですので、共有

できる部分は有効活用することで、もしかしたら5,400㎡になるかもしれませんし、5,500㎡になる可能性もあります。また、それよりも大きくなることも考えられますが、この基本構想・基本計画では、出来るだけコンパクトな庁舎とするとあることから、委員がおっしゃっていたように、できるだけ無駄を省いて有効活用できればと考えています。また、指定金融機関については、現在農協となっていますが、その他の市町村では銀行となっている場合がありますので、必ずしも農協だけではなく、琉球銀行、沖縄銀行、海邦銀行などもありますので、表現として指定金融機関として変更しております。

委員長 : 課長の方から説明がありましたが、階層と課の配置計画については、前委員会においても、竹内委員から議会に占める割合が目立つような大きさになりはしないかということでありましたが、設定や配置に関しては少し考えた方がいいのではということと、あと一点、町民から、議場についての提言書等もありましたが、この計画を見ると単純に3階建てに見て取れることと、各々の階も同じような面積の様に一般的には考えてしまうと思うのですが、先ほど、課長から説明のあった、無駄を省いて必要な面積を配置するというところで説明がございましたが、もう少しこの部分で議論が必要であれば、ご意見を聞きながら進めていきたいと思いますが、休憩を取りたいと思います。

休憩10分

委員長 : それでは、先ほどの宮城委員からのご意見でP14の階層と課の配置計画についての意見を踏まえましてご質問等あれば、よろしく願いします。

委員 : P14の計画については、今後のスケジュールをみると、余裕があるのか分かりませんが、実は休憩中にもいろんな議論がある中で、議会は常設しない方がいいとか、他の市町村では議会改革が始まっていて、議会と町民が会話する場だとか、これだけの議論ができていますので、後が決まっているスケジュールの中で、今後プロポーザルを想定すると、例えばこの部分を受け取った設計者が自由な発想で考える事を想定すると、もし時間があるようでしたら、町民へ「基本構想・基本計画」の説明会か、あるいはシンポジウムなどでこういうことを考えているのだということを情報として投げて、自由な意見や今のような議論をクッションにしながら最終的にプロポーザルに持って行くとか必要だと思えます。また、先ほどの与那原町

では議会基本条例のように、本来であれば、議員さんが率先して町民とどのような庁舎にしていかなければいけないということで、一緒に考えないと行けない立場なので、キャッチボールをするチャンスだと思います。時間に余裕があれば住民説明をやった方がいいと思います。

委員長 : 前回も、プロポーザルの件で、委員からのご質問で、那覇市の公開プロポーザルの説明がありましたが、この P14 について町民から広く意見を交わすということでの要望、要請でございますが、事務局としてどう考えていますか。

課長 : 現在、事務局としては、東風平、具志頭の両地区で住民説明会をするか、または、パブリックコメントで直接住民から意見を出してもらうか、どちらかの方法で検討しています。時期については、4 月か 5 月になると思います。基本設計、実施設計の発注が 7 月頃になると思いますので、6 月までには意見集約したいと思います。

委員長 : 住民説明はいずれかの方法ですということですが、4 月か 5 月までに行うということですか。

委員 : これは、各字ですのですか。

課長 : 具志頭の改善センターと、東風平の中央公民館になると思います。それか、パブリックコメントの方法になるのかは、まだ決めていませんが、いずれかの方法になります。

委員長 : 今、事務局としての案はもっていますが、委員、その回答でいいですか。

委員 : 時間的余裕があれば、住民説明とパブリックコメントの両方でできれば、より多くの意見が出るとは思います。通常パブリックコメントだけだと地域性からしてもなかなか意見が出てこないと思います。

課長 : 説明会をする場合は、区長に対して放送文を作成して、案内し、できるのであれば、町の広報誌にも掲載したいと思います。

委員 : 議員や区長、その他の団体など、文書にて通知した方がいいと思います。

委員長 : 4, 5 月頃に旧東風平地域、旧具志頭地域の両地区で説明会を持ちたいという事務局からのお話ですが、ただ、単純に開催するだけではなく分かりやすく伝えて参加を呼びかけてください。それでは、他に意見等はありませんか。

委員 : P25 の委員会名簿での任期は、統合庁舎完成までとなっておりますが、それでいいのですか。

課長 : 庁舎完成までとなっております。

- 委員 : 事業費の予算は、確定ですか
- 課長 : 確定ではありません。次年度設計をしますが、その時点で建設費がでてきます。今回の事業費は概算となっております。
- 委員 : 委員長からお話がありましたように、もう佳境にさしかかり、まとめの段階にきていると思いますが、委員会としては、この基本構想・基本計画（案）をまとめて町長へ答申するということですか。
- 課長 : はい。最終的に確定であれば、答申となります。また、今後の日程として、この委員会で一部修正するものもありましたので修正しまして、町の三役へ説明いたします。その後、来週の3月11日に町議会の特別委員会へ説明する予定です。町議会は庁舎建設特別委員会が設置されており、独自で視察や、他市町村の状況調査・研究をしております。そして私たちがこの委員会でとりまとめた計画案を町議会へ説明して、その内容について何もなければ、答申となりますが、町議会の方で承諾できないというようなことになれば、町議会の考え方など要請決議などで要請すると思います。この基本構想・基本計画は、この委員会の権限で審議していますので、町議会が修正したりすることは出来ません。その要請について、この委員会で諮って審議していただいた後に、町長へ答申ということになります。
- 委員 : 11日の町議会へ説明するのは行政当局ですか。
- 課長 : 我々事務局でやります。
- 委員 : これまで、審議した基本構想・基本計画の案を町議員に説明するわけですから、これをもって公になるということですよ。そこでP17の設計者選定方法で3つの方式が羅列されているわけですが、どの方式を採用するということは、これからは読めないのですが、この委員会で決定しなくてもいいのですか。
- 課長 : この委員会では、決定しなくてもかまわないです。発注するのは町長になりますので最終的には町長の方で決めていきます。
- 委員 : P10で庁舎の標準算定基準で算定された5,800㎡の面積には執務室や会議室など各室の面積は、固定しているのですか、それとも変更もあり得ますか。
- 課長 : 事務室や倉庫、会議室、議場、窓口などは設計の段階で、変更になる可能性はあります。
- 委員長 : 委員からのご質問はP17の設計者選定方法については、前回の委員会で事務局から説明があったとおり、我々委員会が決めるものではなく、あくまでも選定方法には、このようなものがあるという説明で、最終的には町長が当然ながら決めていくということで前回の委

員会でも確認しました。それと P10, 11 の各室の面積については、変わってくる場合があるということで、ご承知してください。これは、町長へ答申の最終案という形で捉えて、修正してほしい所があればどうぞ意見を出してください。

委員 : 先ほど、パブリックコメントとか、住民説明会のお話がありましたが、その中で議論がされて、いい案などが出た場合、この建設委員会の骨子として作られているものにどのように反映させるのか、また、系図の中のどの部分でどのように行われるのですか。

課長 : やはり、パブリックコメントなどで、いろいろ意見が出た場合、どうしても取り入れないといけないような内容があれば、町内部で検討し、この建設委員会に報告するような形になると思います。また、今回の諮問はあくまでも基本構想・基本計画の策定に関するものですので、その後は、庁舎の進捗状況などの報告として3回程度予算計上しております。

委員長 : その都度、審議するのではなく次年度3回程度委員会を予定しているということですが、どうしても審議せざるを得ない場合は、町内部でとりまとめて報告するという形になるということですので、平成25年度は3回程度開催されるということで念頭に置いて下さい。それでは、その他にありましたら、どうぞ。

委員長 : P16 の中程に、「以上のことから」の4行目に「町や町民意見の反映がされにくく」とありますが、この「されにくく」という文言は別の表現にして下さい。

それでは、この基本構想・基本計画案については、町長への答申となりますが、今日の委員会にてある程度、意見集約してほぼ決めておかないといけませんので、いろいろ疑問に思うことがあれば意見を出してください。

課長 : 基本構想・基本計画ですので、基本的な庁舎の考え方については、ある程度幅広く考えられるように作られています。

委員 : 最初の議論の時に、いろいろな上位計画や、その他の計画などとの整合を図ろうとすると、なかなか意見の集約が出来なかった場面もあって、結果として、庁舎の個別の部分を最適化するに当たって、どのような案があるかということで議論されてきましたが、最終的には、いったん今の時点でとりまとめるということなので、その部分のコメントも入れた方がいいのかと思いました。これまで、自分が思うことを調べて事務局とやりとりをしていく中で、庁舎に係る維持管理コストとか、初期投資との関係で、建築後のコストも含め

て安くできるような意見を事務局に送ったりしましたけど、ただ、地域のまちをつくるにあたっては、独自色があるようにしていったまちの顔が見えてくるような景観計画など、八重瀬町らしい計画も作っていると思いますが、始めは赤瓦などもどうなのかなとも思いはしたのですが、ランニングコストの観点からすると、そうじゃないほうがいいのか、他のファクターも入れて考えていくと、ランニングコストが安い方がいいのか、簡素にして安く抑えた方がいいのか、それとも景観計画を進めるに当たってシンボリックな意味合いの庁舎をどのようなイメージでシンボリック化するのかという議論もあるかと思いますが、結果的にその部分というのは、なかなか議論がしづらかったと思います。個別視点からは詰めてきたが、庁舎建設とまちをどう創ってゆくかという上位計画との整合性等、全体的な大きな視点ではあまり議論されていないため今後しっかり公表するとか、するべきであるとか、そのようなニュアンスの文言が入っていたらいいと思います。その辺についてのご意見をいただければお願いします。

委員長 : 委員から説明した内容を答申文書に盛り込めたらということですが、事務局としてはどうですか。

事務局 : 答申文書の中で付帯文書として盛り込むことは出来ます。やはり庁舎というのは、町の顔となるもの、また核となるものとしてシンボリックなものになってくるとと思いますが、この財源が合併特例債を活用するというので、借り入れをして建設しますので、贅沢なつくりでもいけないでしょうし、コンパクトで簡素なつくりになってしまうということを考えますが、景観計画との関連もありますので今後調整しないと行けないと思います。その中でシンボリックな庁舎ということで、どの辺で表現することが出来るのか検討したいと思います。また、基本設計、実施設計の中でもでも検討したいと思います。そして、今のご意見については、答申文書に建設委員からの付帯意見として付け加えることは可能です。

委員 : 反省ではないのですが、最初の資料では、八重瀬町らしいとかあったかと思いますが、太陽光発電など費用分析とかで厳しいとかあって、最終案を見せていただいて、そういうニュアンスが全く抜けているものになってしまっているのですが、私としては、施設のハード面ではなくソフト面での運用や使い方アピールすれば、十分カバー出来ると思っていますので、幅広い方々との合意形成を諮っていく中でシンボリックなものが地域のアイコンとなる方がいい

のではないかという意見もあろうかと思しますので、パブリックコメントや説明会などで投げかけることで、どのような反応があるかということもありますが、財源の面で制約がある中で、事務局としてもどちらがベストではないというものも多くある中で、そのようなことも考えながら、我々は議論してきたというニュアンスで、町民の方々や、庁内委員会でも考えていただくということが、より建設的なお話になるのではないかと思います。

委員長 : それでは、答申文書に入れますか。

課長 : 答申するときに、事務局で文章を作成して、建設委員会に確認をとりたいと思います。

委員長 : 答申文書を作成してもらって、次回の委員会で答申するか見てもらってから良いか悪いか決めましょう。よろしいですね。

委員 : 「はい」の声あり

委員長 : できれば、3月20前後に答申できればと思いますが、町長の日程や議会などの日程調整をお願いします。

課長 : 議会は28日までとなっていますが、11日に議会に説明をして、それを受けていろいろ調査検討をすると思います。そこで要請決議があれば、議会が3月28日までありますので、この委員会で検討し、答申するのは4月にずれ込むと思います。

委員長 : 議会の動向によるということですね。要請決議が出たら、その審議を行って4月の答申になるということです。

課長 : 事前に議会事務局に確認をとって、特に要請がなければ、20日以降に出来ると思います。

委員 : 行政と外部の方がいますので確認ですが、我々の外部委員会は今日が最終だということで、ある程度微調整はあるものとして、来週11日に議会へ説明するということは、町長の立場としての説明となるとと思いますが、答申をしていなくても大丈夫なのですか。

課長 : 議会への説明前に町長を含めた三役に説明をして、その後議会に説明する予定となっています。また、議会も要請決議もあるかもしれないとなると、議会を無視した形で答申することになりますので、議会の要請も取り入れられるものであれば、再度、建設委員会に諮ってできるのか、もし、出来ないということであれば、出来ないと報告すればいいと思います。取り入れるか、取り入れないのかは、この委員会で決定して報告します。

委員 : 委員長としての立場で委員長報告ということですか。

課長 : 案ということで事務局にて説明します。

- 委員長 : その他にありますか。
- 委員 : その事に関連して、第1回の建設委員会でも話したのですが、執行体制として新年度の体制として、業務が多くなると思いますが、どのような体制で取り組むのか教えてください。
- 課長 : 庁舎建設の執行体制ですが、人事異動の内示が出る1ヶ月程前に、副町長に対して、職員を増やしてほしいということをお願いしましたが、今度退職する職員が16人で新採用が6人、内2人が幼稚園の先生で、一般行政が4人となっており、どの課でも人員の削減がありますということで、各課一人減ということで対処するようにとありましたが、是非2人体制でということをお願いしましたが、このような状況の中で配置が厳しいということでしたが、忙しい時期に仕様書の確認、作成については建築の資格を持った施工管理を委託で入れて対応するようにとということ、現時点で職員は一人となっております。プロジェクトチームとして一括交付金の担当と後一人配置されておりますが、新年度の4月以降ですので新しい課長の方で分担すると思います。
- 委員 : プロジェクトチームは、全て技術職が配置されておまして、一人はチームのリーダーとして参事昇格しており管理職クラスをあてておりますので、課長からあったように事務分担については、先の話ですが、当然庁舎建設も本格的に動いてきますので、強化しながら、一括交付金に関しても、土木建設課や区画整理など技術職がいる課の公園事業などは担当課が進めていきますが、通常の事務部局の課が持っている事業で、例えば総務課や企画財政課、生涯学習文化課などは事務職しかいませんので、このプロジェクトチームで一括して受けるという形で進めていくということ、内示が出ているところです。庁舎建設の強化ということについては、4月以降にならないと分からないのですが、町としては、そこも強化している予定での配置となっております。
- 委員長 : 委員、内容については不満もあると思いますが分かりますね。
- 委員 : この26億もの建設事業費で、設計に移りますと審査や行政内部の調整など関わってくる業務が多くあると思いますが、これを、専任ではないプロジェクトチームでやるというのは、取り組みが弱いのではないかと私は思います。専任としてプロジェクトチームで専念させないと対応仕切れないと思います。役場職員が作ったものを私たち委員は信じている状態ですので、専任体制でがんばっていただきたいと思います。

課長：その場合は、技術的なものになりますので、また、設計の内容の分かる方、専門知識をもった方でないとあがってきた設計書の審査はできませんので、それについて上司のほうからは、資格を持った建築士あるいは業者などに委託し施工管理と一緒にすすめていくようにとのことです。現在の技術職はほとんどが土木の技術職で、この新垣も土木の技術職となっていて、やはり建築は土木の技術とは違いますが、私たちが考えているのは、資格をもった建築士で施工管理として進めていきたいと思います。それと、学校施設関係についても施工管理や管理業務委託でやっております。

委員長：町の財政の厳しい状況は分かるが、長年使う庁舎建設の事業であるため、体制をもっと強化してほしいとの、委員の切なるお願いだと思います。それに沿うように努力していただきたい。可能な限り臨時的な体制でもいいですので、頭に入れながら行動に移してください。

委員長：その他にありますか。また次回に最終的なご意見を伺って答申は次回になると思いますが、ただ、この基本構想・基本計画案については、ほぼこの内容で、先ほど一部修正がありましたので修正していただき、町長への答申という形で向かうということでご承知していただきたいと思います。それと、先ほど委員からありました件についても付帯意見を作成してもらって委員で確認して次の答申となるのか、また、議会からの要請決議があれば3月28日以降に審議しないといけないということで、次回の委員会の日程が決まらなそうですが、事務局と打ち合わせて連絡したいと思います。ということでこの会は終わります。年度内で答申が出来なければ次年度も3回ほど予定しているということですのでよろしくをお願いします。

以上